國學院大學学術情報リポジトリ

竹内式部『中臣祓講義』について: 「人欲私欲」観を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 大貫, 大樹, Ohnuki, Daiki
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000592

京都追放後の式部の事歴については、江見清風

「竹内式部君

徳大寺公城が編纂した『進講筆記』

(三冊)

が収められて

竹内式部『中臣祓講義』について

―「人欲私欲」観を中心に―

大貫大樹

はじめに

である。 宝暦七(一七五七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二〈一七一二〉 宝暦七(一七五七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七二七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七二十)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七一二〉 宝暦七(一七五七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七一二〉 宝暦七(一七五七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七一二〉 宝暦七(一七五七)年、垂加神道家竹内式部(正徳二/一七一二)

明らかとなった。今日、 四十五年)が、神宮文庫に蔵された史料を中心に詳しく考証し、 された事から、 義は『大祓詞註釋大成』中 相並ぶ「中臣祓」を彼が講じた『中臣祓講義』である。この講 窺わしめるものは、垂加神道の基本教典である『日本書紀』と 十七年所収。 神都蟄居中の事跡及び学説一端」(『神道説苑』明治書院、 東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本には式部の講説に基づい 初出は『神社協会雑誌』 一一―一・二、 広く知られた式部の基本史料の一つである。 追放後の式部の講説とその気風一端を (内外出版、 昭和十三年)にも所収 明治 昭和

いる。

所謂

— 22 — 教也、其旨詳在于此書(筆者註 その稿一に見える公城按語には、 — 『日本書紀』)及中臣祓矣」(読 君臣合体守中之

点筆者) とある如く、京都時代の公家門弟は式部より、「中臣

祓

皇居

想的背景を明らかにする予備的考察にもなろう。 を学んでいた。 そこで『講義』を検討する前提として踏まえねばならない 故に『中臣祓講義』の検討とは、公家門弟の思

0

天皇は二祖に感謝し、二祖の御心を体現し、

その御心を一ま

第 121 巻第 10 号 (2020年) 説を中心に、 六八―二、令和元年)である。 かを再検討した西岡和彦「垂加神道流天孫降臨考」(『藝林 が、学祖山崎闇斎をはじめとする垂加神道家の「中臣祓」 彼らが高天原と天孫降臨を如何に認識していたの の講

右によれば、 (天上)を大和国高市郡菅原の皇居とし、留まる神とは天照 垂加神道家は 「高天原上神留坐軍」 に見える高天

摂関の如く高皇産霊尊が八百万神を集め、天忍穂耳尊への御譲 大神であって、初代天子とする。その天照大神の勅命を受けて、

國學院雜誌

して、「西国降臨」とした。 位について集議した。その後、 ぶる神々を平定する為、 天忍穂耳尊は瓊瓊杵尊へ御譲位せられ、 垂加神道家は日向三代の間に皇天二祖 H 向 へ赴く。 西国が皇化に帰順しなくなると、 故に、 瓊瓊杵尊が大和から荒 彼らは天孫降臨を (天照大神・高

皇産霊尊)

は崩御したと説く。それを機に大和国が乱れた事か

の御加護を受ける事が出来る。 命になられ、天皇は神代と変わらず、 たとする。ただし、 ら六代目天子神武天皇が東征に向かわ (高皇産霊尊)にそれぞれ魂を封ぜられる事で永遠に御存 崩御せられた皇天二祖は鏡 人代に於いても二祖から れ、 旧 都 (天照大神)と 再興」 をされ

その御使命を「八紘為宇の詔勅」によって、万民に押し広めら れたのが正に神武天皇であり、 命とは我々の目前に顕現し、二祖の命は真に永遠不朽となる。 つりごと」に反映させる「祭政一致」に努める事で、二祖の生 そこに闇斎の求める理想的治

があった。

ところで、

竹内式部は

講

義

冒頭部に於いて「中臣祓」

を

以下 の如く講じていた。 是(筆者註―「高天原上神留坐氣」から「安国・平気知所食止」) マテヲ神代ノ 寿言ト云テ、 是 (「国"中"」 云々以: 後) Ξ 1)

末へガ天津罪・

国津罪ヲ祓フコトヲ解レタ。

回

三頁。

点にして理想的治世である「神代」(「国是」)が大書されて 式部が「神代ノ寿言」とする箇所について検するに、 点筆者。以下同じ) 我国 0 原

た事が分かる。 故に、 彼は 「中臣祓」 冒頭部を右の如く「神代

社会に則して講じ、理想的な「神代」の姿を実現させるべく、 によって発生する「天津罪」・「国津罪」を、道義の乱れた現実 「人欲私欲」の「穢」であると見た。式部は「穢」(「人欲私欲」) ノ寿言」と強調したのである。そして、その理想を乱すの が、

に説得力を持たせていたのである。 本稿では、西岡氏が明らかにした垂加神道の神学を踏まえ、

講義』に見える「人欲私欲」の記述を中心に検討を試みる事

する事で、「中臣祓」の神学的意義を明快に説き、自らの講説 徹底した「祓」の大事を説く。式部は現実に則した講義を展開

学の実践的側面から西岡氏の研究に少しく蛇足を加える事も出 で、『中臣祓講義』の注目すべき特徴について明示したい。こ の検討を通じて竹内式部の思想史的研究の補充はもとより、 神道家が如何に神学を奉じ、現実の問題と対峙したのか、 神

来るであろう。そこで、先ずは「中臣祓」に見える理想的治世

西岡氏の研究を参考に概観する。

「中臣祓」に見る理想的治世

概説箇所に見える。 竹内式部の「中臣祓」 に対する基本認識は 『講義』 冒頭部の

> 唯一寸見タ計リテハ解ヌ事ゾ。(三三頁 始ニ上ケラレテ、次ニ祓ノ事ヲ解レタ。吾国道ノ要領、政トテ、先ツ神代ノ世寿ト云、我国皇統ノ道統、道ノ道統ヲ 書テ奏上セラレタ祝詞也…今神武天皇へ種子命ガ申シ上ン 此書ハ神武天皇御即位ノ日ニ、時ノ執柄ノ臣天種子命ノ、 ノ言葉テ書レタレトモ、一字々々ニ皆道ノ存シテアル事デ、 ノ根本コ、ニ尽テ有ル事ヲ解レタ…言葉ハ皆神代巻神武記

世寿」を、「次ニ祓」の事を説いた。なお、「神代ノ世寿」と見 えるが、前掲した如く、「高天原ヒ神留坐質」から「安国サ平贫知 である。天種子命はこの祝詞を奏上するに際し、「先ツ神代ノ 中臣祓」とは神武天皇即位に際し、天種子命が奏上した祝詞

是マテラ神代ノ寿言ト云テ、是ヨリ末へガ天津罪・ 国津罪

ヲ祓フコトヲ解レタ。

所食。」までを説いた式部は、

たのか。「中臣祓」の注釈書『風水草』(『神道大系 としていた事から、「世寿」は「寿言」 々、「中臣祓」について、学祖山 崎闇斎は如何に説い の誤字であろう。 てい

垂

|加神道

神道大系編纂会、 此祓者、 神武天皇御宇、 昭和五十九年所収)を徴するに 天児屋命之孫天種子命、 述

弋

所,掌之道,、 所 |以奏||之祝詞也…旧事紀日。天種子命奏| 祖 父

事、其事具在

|中臣禊詞|。 (三頁)

国罪 主事也。 天神寿詞一、即神世古事類、是也。又曰。種子命解 古語拾遺曰。今三天種子命解三除天罪・国罪 || 祓天罪

した上で、神武天皇即位に際し、天種子命が奏上した「天神寿 闇斎は 『先代旧事本紀』と『古語拾遺』に見える伝承を勘案

詞」と「解祓(除)」の二つを合わせて「中臣祓」とした。 さらに、式部の師玉木正英『中臣祓禊除草』(『大祓詞註釋大

第 121 巻第 10 号 (2020年) では、 成』上、内外出版、 是書ハ寿詞ト祓ト一ツニ記サル…安国雲平景知食ト云迄ハ、 昭和十六年所収、以下、『禊除草』と略記す)

是迄都ヲ説詞也…天津罪・国津罪ノケ條ヲ万民ニ云聞セ玉 御蔭・日〜御蔭ト隠レ坐テ、安国ト御代ヲ知食セト寿フケリ。 神武帝東征シ玉ヒ、大和ニ皇居ヲ立テ御即位シ玉ヒ、 天

と、学祖の神学を承けて、「中臣祓」を説く。ただし、正英は フ、是則祓也。是ヨリ以下終ニ至テ、皆祓ノ事也(八六五、六 中

國學院雜誌

神寿詞」と「解祓

神学を承けつつも、

までを「詞」とし、「国ュ中生」云々以後を「祓ノ事」とする。「天 臣祓」の冒頭部分、「高天原上神留坐薬」から「安国・平贫知所食」

(除)」を合わせて「中臣祓」とする闇斎の

「中臣祓」の構成に注意して、

内容を説い

たのは正英による発展の跡であった。

を要するのは式部が「神代ノ寿言」とした上で「先ツ」や、「是 の師説を承け、「中臣祓」の構成を説くに際し、「安国。平贫知 畢竟一ツ事」(三五頁)と、闇斎、正英と同様に「神代ノ寿言_ 所食!」までを「神代ノ寿言」とするのであった。ここで検討 と「祓」を合わせて、「中臣祓」とする。その上で、彼は正英 式部もまた、「神代ノ寿言ト祓ノ事ハ、 表裏体用ヲ相ナシテ

ョリ神代ノ寿言」(三六頁)と、「神代ノ寿言」が「中臣祓」の 天上帝ノ坐ス」天上、「天子ノ皇居」、「方寸胸中」とする。第一・ 冒頭部に記された事を強調した所以である。 式部は「高天原上神留坐塗」の段で、高天原を指す場所は、「皇

るところは皇居である 実態は大和国高市郡菅原の皇居」(六七頁)とする通り、 第二について、西岡氏が端的に「高天原も天上と表現すれども、 つま

万物が賜る事で身に宿していると説いた。 リテ御座ナサル、ゾ』とする。その「心神」とは、万神・万人 大己貴神の目前に現れた「幸魂・奇魂」をして中世神道説では 「心神」としたが、闇斎はこれを承け、「心神ハ人ノ身ニヤド 第三「方寸胸中」については、少しく説明を要するであろう。

そうして、「皇親神魯伎神魯美命以八百万神等『神集』集賜書、

神議 正議賜止」と続く。 正英の 『禊除草』では、

(「皇親」とは)

高皇産霊尊ヲ指ス。

皇ハスベラキミ也。

瓊

瓊杵尊也。 女`栲幡千々姫命゙」生」瓊瓊杵尊」゙、故ニ高皇産霊尊ハ皇孫 親ハムツマシキ也。 忍穂耳尊取二高皇産霊尊

瓊瓊杵尊の外祖父にあたり、「ムツマシキ」関係にあるから、「皇 親」とは、高皇産霊尊であると説く。故に、天皇と摂関の如く、 ノ外祖父故、 スベニムツマシキト云ナリ。(八六八頁

除草』八六九頁) せられた。その模様を正英は以下の如く説く。 日神ノ詔ヲ奉テ、高皇神諸神ヲ天ノ高市ニ召集シテ、 御譲

である。やがて、初代天子天照大神は「吾勝尊へ御譲位_ 天照大神を御支えして、「高皇産霊尊政ヲ執行玉フ」(同前)

」(『禊

の

寄セ給フ事、神明私ナキ道イトモカシコシ。神武帝へ種子, 位ノ事ヲ相談シ玉フ。天下ノ君トシテ天下ノ大事ヲ議リ玉 命奏セラル最初ニ、 フニ、君一人ノ御心ニ任セ玉ハス、親戚諸神ニ問議リ事ヲ 祖神ノ如此道アルコトヲ記セル忠誠知

松岡雄淵『中臣祓啓秘録』(『大祓詞註釋大成』 日神ノ勅ヲ以集タマフユへ、神議ト云。 神議ト云モ、 中、 所収 高マ 皇マ ノ にも、

ヌヘシ。(『禊除草』八六九頁

尊は私議ではなく天照大神の勅命を承け、

天上の神々を「天ノ

私議ニ非ズ、

天下ノ公儀也」(一二頁)とある通り、高皇産霊

高市ニ召集」し、 集議した。

神道』下、神道大系編纂会、昭和五十三年所収)に詳しい。 さらに、 後半部は若林強斎 『中臣祓師説』 (『神道大系

ツメ衆議ノ上デ、瓊々杵尊へ御代譲ノ旨ヲ宣サセラレタル バ異議ハナイコトナレドモ、 ソコガ御敬ノ至デ、 諸神ヲア

日神ノ詔ヲ受ケサセラレ、高皇産霊尊ノ御トリサバキナレ

日く、

垂加

ゾ…神集神議トアレバ、八百万神ノ集議ナルホドニ、 ト云。又私事デナイ。 皆神ノ詔ヲウケテノコトユへ、 神々 Þ

故に、天照大神の勅命を奉ずる八百万をして、ここでは「神々」 まったのではなく、「神」(天照大神)の詔を承けて集まった。 勅命を奉戴する高皇産霊尊の元に集まった「神々」も私事で集 ト云トアル。(三二一頁

と説く。 以上の先蹤を追う式部も、

議ルコトヲ云。 神集ハ高皇産霊ガ日神ノ勅命ヲ受テ、 日神御在位ノ時ノ如クニ、政ヲナサル、コトト見ルベシ。 テ集メラルコトヲ神集ト云。神議モ神事ヲ以テ万機ノ政ヲ 吾カ私テナク神事ヲ以テスルコトハ、 諸ノ神達ヲ神事ヲ以 皆ナ

とした。「皆ナ神ノ字ガ附ト思フベシ」 神ノ字ガ附ト思フベシ。(三七頁 とは、 強斎の 師説

を承けての事であろう。高皇産霊尊は勿論、 神々は私事ではな

集し、一体となって「万機ノ政ヲ議」ったのである 冒頭記した通り、垂加神道の神学によれば我国の天子は、

く、天照大神(「神」)に「事」えるが故に皇居(高天原)

参

皇

事無く、

看取すると、その教えを自著『事君弁』(所謂

『奉公心得書』)

な淵明の「私意人欲」無き心に注視し、「祖国一体」の教えを

の巻之三に列せられた陶淵明は祖国を亡ぼされると、仕官する

故郷へ帰り、「晋処士」たらんとした。式部はかよう

閑却出来ないのが、浅見絅斎の大著『靖献遺言』

である。

同

に努める事が御責務であった。要するに天子は、 天二祖の御加護に感謝し、二祖の御心を体現すべく、「祭政一致 「日神御在位

第 121 巻第 10 号 (2020年) はその天皇を御支えし、時に御護りする事が責務である。 うな君臣相互扶助の関係を闇斎は、「君臣合体守中之道」(『風 人唯一・ 式部は学祖闇斎以来の神学を承け、「天子有テ天下ヲ治ムル天 ノ時ノ如クニ、政ヲナサル」御自覚を持たねばならない。故に、 祭政一致」(三六頁)と説いた。対して臣下(万民) かよ

二無三二思ヒ立テ居コトガナラズ。故ニ国天下ヲ治ルニハ、 ナレドモ、 モ相通コトゾ。兼テ相心得ベシ惣ジテ一国ノ体ハ広キコ ラく 先国是ヲ早ク極テ、上下共ニ其旨ヲ明ニ知ラシメ置コト第 タマリテ無レバ、下群臣百姓マデモ其合点ヲ呑コンデ、無 二成テ躁ギ動キ易キ時ナレバ、上下一体ノ合点不」 治世ハ固ヨリ也。 ツヾマル所、一国全体ノ極リタル是トスル所 別シテ乱世ニ及デハ、上下ノ心バ カ \mathbb{R}

国家を治める規範的な「国是」が無ければ、「上下一体合点 立シテハ、一言ノ下知モ成リガタシ。 (三五一頁

書レタ」理想的な治世が大書されており、 式部が 実現すべき「神代」の姿を予祝したものであった。 「中臣祓」 の冒頭部分を強調した背景として 単なる一 詞 ではな

式部が「神代ノ寿言」とした段は、「神代巻神武記ノ言葉テ

國學院雜誌

現せられた御方を、

下の支えとが一体となって継承されてきたと言えよう。

頁)と表した。「皇統ノ道統」とは、

君の御自覚と臣

平

成

元年所収)を徴するに、

国是トハ一国ノ極リタル施為ノ体ヲ云。

国ト云モ天下ト云

献遺言講義』近藤啓吾・金本正孝編

『浅見絅齋集』国書刊行会、

事が知れよう。そこで絅斎による巻之六〈謝枋得〉の講説 至った。『靖献遺言』が式部の学問へ多大な影響を与えていた では垂加神道の神学に基づき、「君臣合体」へと発展させるに

かくの如き「神代」に示された理想的治世を、「人代」で実

垂加神道家は神武天皇とする。

故に彼らは

致」の理

兡

水草』五

神代以

来行われてきた「君臣合体」による「祭政一

的治世を神武天皇即位に求めた。

竹内式部『中臣祓講義』について

理想的治世である「神代」が「先ツ」記されている事を示す強

人々が五倫(父子の親、

君臣の義、

夫婦の別、

長幼

0

友

のではなく、式部にとっての「国是」、即ち我国の原点にして

構成を説くに際し、冒頭部分に我国の「国是」を記した「神代、 言』の教を踏まえつつ、正英の神学を祖述して、「中臣祓」 君臣共によく弁えねばならぬという。式部はかような『靖献遺 つまり、「先ツ」、「是ヨリ」とは、「祓」に先立つ事を意味する ノ寿言」が記されている事を「先ツ」と強調したのであろう。 国を平穏に治める事は出来ない。 故に、 「先国是」を の

と説くのであった。 も正しく行えよう。 見た。その実態は我国の「神代」(「国是」)である。 調表現であった事が分かる。その「国是」を弁える事で、「政 かくの如く、式部は「 だからこそ式部は、敢えて「神代ノ寿言」 中臣祓」の冒頭部に理想的治世の姿を 次節では

二、「人欲私欲」と「祓」の神学

かような理想を曇らす存在について確認しよう。

三四頁)によるとした。続けて、 この世で起こる「悪ヒ事」や、天下の乱れとは、「邪気」(以上、 式部は 献 について、「国家ヲ治ムル大事」とした上で、

-27

祓フコトハナラヌ。(三四、五頁 正道ノ確乎トシテヌクヘカラサル所カ、 レハ政ハ其邪ナ気ヲ祓フヨリ外ハナヒ…其邪気ヲ祓フモ、 不仁不義ヲスルカラ、天子モ諸侯モ代官モ奉公モイル。然 ウニ五倫皆ナ揃フテ、仁義礼智ノ天理ノ儘ナレハ政ハイラ 天下ヲ治ムルモ、 兎角気ニ渡レハ其父子ガ不親、 天下中ガ皆父子ハ親ク、 君臣ガタノモシウナク シツカリト立ネハ 君臣 ハ義ト云ヤ

である。故に「仁義礼智」の徳を発揮している状態とは、 のうち、「仁義礼智」の徳が発揮されており、「政ハイラヌ」。「信 の信)を行えておれば、人が備え持つ五常(仁・義・礼・智・信 の徳目を挙げていないが、抑々「仁義礼智」の根本こそ

が立っている事を表している。式部はその状態をして、「政ハ 見絅斎『論語師説』(国士舘大学楠本文庫蔵、 イラヌ」とした。そこで、「信」について参考となるのが、 読点筆者 浅

第十二「民無信不立」章の一説である。

平生君タルナリモ民ヲミステヌハズトアレバ、

民タル者モ

君ヲハナレテ様ナイト思フデナウテハ立ヌゾ…扨ツマル 信デナケレバナラヌゾ、スレバ国ヲ治ル者ハ教ヲ主ト

スルコトデ、君民一体デ無テハ国デナシ…足食足兵ユツク

28 リト ハナレヌ様ニ治ルデナウテハナラヌゾ、平生、

右に続けて絅斎は「信」について、「人ノ固有」としているが、 意味するところは人が本源的に有する徳であろう。また、彼の 兵安ズル心ガ後ニハ兵食ナウテモハナレヌ信ニハナルゾ、 足食足

> 人々が「不仁不義」を犯す事で、君臣・父子関係は不安定であ るのだから、「政ハイラヌ」。しかし、現実はそうはいかない。

ノ天理ノ儘ナレハ」、自ずと「信」は立ち、

「天倫」の状態であ

ヤムニヤマレヌ本心ヲ得テ動カヌ」(六七六頁)事と説く。 講じた『拘幽操師説』(『浅見絅齋集』所収)では、「天倫」に ついて、「固有本然ゾ」とした上で、「父子君臣一体ニ大切デ、 君 の如く国全体が「信」の状態こそ、我国の理想的治世である「神 で結ばれ、「骨肉一体」父子の如く、「君臣合体」となる。 によって、道義の乱れを糺す。そうする事で、君臣は固く「信. る。故に「天子モ諸侯モ代官モ奉公モ」、本分に応じた「政」

かく

に対する「忠」も、親に対する「孝」の如くあれば、たとえ衣 マレヌ」、「ハナレヌ」本心(「繾綣惻怛」)が起こり、「君民一体 食と軍備に不足があろうとも、「骨肉一体」の君に「ヤムニヤ 於ける「政」の奥意を踏まえ、「政ハ其邪ナ気ヲ祓フ」もので、 代」であろう。まさに「政」とは「祓」である。 「祓」が「国家ヲ治ムル大事」と説く。その上で、「不仁不義」 式部は経書に

して、「祓」(「政」)をしても意味はないとした。 ヌクヘカラサル所」、つまり我国の「神代」(「国是」)を弁えず の根本要因である「邪気」を祓うに際し、「正道ノ確乎トシテ なお、「邪気」とは別の言い方でも表された。 瀬織 津比

起シテ、 私意私欲ハ、 心ノ底ニ伏シカクレテアル人欲、 細二吟味ヲ掛ケテ払へト云コト。 中々軽ヒコトデハ払ハレヌ。 古ク年久シウシミコン 夫レヲ大金気ヲ (四四頁

消滅してゆく段に於いて

速開都比売、

気吹戸主、

速佐須良比売の四神により、

罪穢

n が

糺すものと説いた。式部の講ずる通り、 (②) 孝ヲ正シ、 章に於いて、 何モカモ正スコト」と、「政」が「不忠」「不孝」を 「政ト云ハ、

君臣上下、「仁義礼智

さらに、絅斎は『論語師説』同「君子之徳風、小人之徳草」 正イト云フコト、下ノ不忠ヲ正シ不

國學院雜誌

治まった「天倫」の状態

体」となる。

第 121 巻第 10 号

畢竟、「信」(「人ノ固有」)である。国を治める者が「信」を重 となる。ここで重要な本心(「繾綣惻怛」)とは「仁」であり、

発揮して君に対し、父子の如く「ハナレヌ信」となり、「君民

かくあれば国全体が「信」となり、秩序正しく (一固有本然」) と言えよう。

んじて、臣(民)に慈愛を施せば、自ずと臣も「仁義礼智」を

(2020年)

と見える。さらに続けて

29 竹内式部『中臣祓講義』について

> 霧デ日月ヲクモラス如シ…高天原ニ神留坐πトアル天日ノ霊 人ノ心ノ霊ハ即チ天日。夫レヲ人欲私欲デクモラスハ、雲

造化一体ノ人間ニナルコトヲ語タ。(四五頁 本ヲ語リ、今又其天日ノ御蔭デ、人欲私欲ノ穢ヲ払フテ、

ニ依テ、此国ニ生スルモノ、本トスル処、道トスル処ノ根

式部は「人欲私欲」(「邪気」)を明確に「穢」とした。その「穢

によって、人々は「不仁不義」を犯してしまう。そこで「祓

とする事自体は、玉木正英が岡田正利へ下した『中臣祓二重口 によって「人欲私欲」を退け、「天日」の如く、生まれたまま の清浄な心に復さねばならぬとした。心を蓋う「邪気」を「欲

ナル、是ヲ磨クハ祓ト土金也。敬ナケレハ再犯アリ。(八九二 人八三種ノ霊アレトモ欲ニ蔽ハレ、気ニ奪ハレ、 心霊真骨ニ

授』(『大祓詞註釋大成』上、所収)にも、

とあり、 ところで、『二重口授』や式部の講説に見える「土金」、また 雄淵も「意欲情欲」(一○頁)としている。

によるものと説いた。

神道に於いて「敬」に相当する「祓」は必要不可欠となる。垂 正英の言う通り「敬」がなければ、過ちの再犯は必須である故 我が身を立たせる根本が、「敬」である事を説いた秘伝である。 金気」とは垂加神道の秘伝「土金之伝」に由来するもので、

加神道家にとって、かような「祓」を体現せられた神こそ素戔

嗚尊であった。 『禊除草』では、

素戔嗚尊天上ニテ、日神ヲ犯侮玉フ八ノ罪ヲ奉テ天津罪 云。後世下トシテ上ヲ犯シ、臣トシテ君ニ叛ク類、

皆天津

ŀ

罪也(八七四頁)

除ノ金気剣徳ヲ以テ本分清明ノ宝剣ヲ得給ヘル也」とした上で、 の後の素戔嗚尊について、正英の『神代巻藻塩草』三では、「祓 素戔嗚尊が天上で行った乱暴狼藉をして「天津罪」とする。そ 此二至テ武ト称セル者ハ蓋シ荒金ノ勇気ハ真ノ武ニ非ス、 土金敬ミノ極ニ至リ給ヒ清々シク、金気ノ磨ケタルヲ以テ

事で、素戔嗚尊は天照大神へ宝剣を奉り、「吾心清清之」 戔嗚尊が成り得たのは、地上へ降りられる前になさった「祓除 地に至る。右の如く垂加神道家は「真ノ武」を備えた御方に素 「祓除」によって、自らの「心神」を磨き上げ、「敬」 が極まる 」の境

武トハ称シ奉ルナルヘシ、

は 事ヲ云、今云堂上ニカノ罪ト云様ナモノ」とし、「国津罪」と 式部もまた、「天津罪」について、「天上ニアツテ犯シ過ツ罪

「地下デ犯シ過ツ罪咎」(四一頁)とする。そうして、 素尊根国へ流サレ給ヒテ、色々ノカンナン辛苦ヲ歴テ、 今

地上に降り立たれる前に経験せられた「辛苦」を重視し、 垂加神道的解釈で素戔嗚尊について説いた。なお、 ナレトモ姫ト祭夕。 (四六頁 素戔嗚尊が 上述

気質変化シテ荒金ノ徳和マラセラレタ処ユへ、

男神ノ荒魂

を斥け、清浄な心を堅持させよ、と説くのであった。 を承け、徹底的な「辛苦」の修養と、「祓」の末に、「人欲私欲 式部のもう一人の師若林強斎である。ここで式部は強斎の神学

した如く「天日」を目当てとする徹底的な「祓」を説いたのは、

は現実社会と「人欲私欲」 かを確認したい。 かくの如き、「人欲私欲」と「祓」の神学を踏まえ、 の関係性を式部が如何に講じていた 次節で

第 121 巻第 10 号 (2020年)

式部の「人欲私欲」 観と現実社会

種神器を継承せられた瓊瓊杵尊は日向国 ^, 西西 国

國學院雜誌

は身を退かせられた。 う進言する。 津主神と武甕槌神が「荒振神」である大己貴命へ皇化に服すよ が、高天原 (皇居) 『禊除草』八七〇頁)された。西国には、「荒振神達」 やがて息男の事代主神命の諫言によって大己貴命 にいらっしゃる皇天二祖の勅命により、 経津主神と武甕槌神は、 「吾カ私テナヒ がいた

> ある如く、天照大神(「神」)に「事」えるが故に、勅命を以て、 コトガ見エル、 神事ヲ以テ問ヒ払タコト」(『講義』三八頁)と

こうして言葉を発するのを止めた「語問。磐根木立」とは、

国土の皇化に扶翼せられた。

畢境、 「妖怪」について、式部は以下のように説く。 「妖怪」(『禊除草』八七○頁・『啓秘録』一二頁)である。

家中ノ若士杯ハ、左様ノ妖恠カ有レカシムト好ム時節デサ 恠ヲナス。海ノ奥ク・山ノ果テマテ武家ノ権威ガ推シ渡テ、 アツタト見エル。イカ様、 王化ノ行ワレヌ日ハ狐狸ハ勿論、ケ様ノ妖恠カイカヒコト へ衆々ノ妖物 (三八、九頁) ガ出ル。 マシテ若ル荒壙ノ世ニハ其筈。 今京大坂等ノ繁花ノ土地スラ妖

正英、 かくの如く「妖恠」を、現実に居る存在として説いた講説は 化の中心である大坂にも、「妖恠」は居るではないか、という。 実社会に目を向ければ分かるであろう。天皇の坐す京都や、文 国土が「王化」に至っていなければ、「妖恠」は現れる。それ 強斎、雄淵には見られない

居る事を好んでいる。 「家中ノ若士杯」、つまり若い武士らは、 今や海の奥、 山の果てまで武家の権威が押し渡 かような時節でさえも衆々の その様な 0 7 「妖恠」が 妖物 いるが、 が

あろう。式部は経津主神と武甕槌神が、「妖恠」を祓い除ける前 よりもさらに荒廃した世であれば、「妖恠」が居るのは当 出ているのだから、 まして、「神問が問給が神払が払給」 以前、 一然で 今

の国土について、現実社会の有様を挙げながら具体的に説いた。 上述した如く、式部は 「国津罪」が市井の人々が為せる罪と

そこで「天津罪」について参考となるのは、式部が都在住中に、 陰ニテハ不義不道ヲ行フ」とし、「却テ武家ノ疑ヲウケテハ、 公家門弟に対し講じた聞書である。式部は、「讒侫邪智ノ臣、

し、「天津罪」とは、「堂上ニカノ罪ト云様ナモノ」としていた。

此上ニ亦王位ノ衰ヒ也」とした上で、

侫人コレヲ知ラヌテモナケレトモ、欲ヲトケンタメニ、

当

高官ニス、ミ、寵ヲ得勢ヲカリテ私欲ヲトケ、忠臣ヲネタ 世女中大臣ノ気ニ入ヤウニ言ヲ好シ、時ノ勢アル人ニ諂ヒ、 ミ讒言ヲ行フ故、忠臣ハイヨ (〜遠サカリテ、少シモ道タ

道ヲ枉テ当世ニ説ナシ、 テスル人ヲイミキラウ故、 学問モサハラヌヤウニ、聖賢

天皇の御近くに仕える女中や大臣に諂い、 武家からも要らぬ疑いを受ける事で、王位は益々衰えている。 朝廷の「讒侫邪智ノ臣」は、陰で「不義不道」を行い、 「讒侫邪智ノ臣」(「侫人」)は、自らの「欲」を満たす為に、 忠臣を妬み、 却って 讒言を

— 31

の朝廷を批判した。 君へ道を説く者が居なくなるではないか、と式部は厳しく当時 撒く事で、君の御周囲から忠臣を遠ざけさせる。こんな事では、 なお、式部は『進講筆記』稿三に於いても、「天有悪神ノ天

る「人欲私欲」の「穢」に塗れた存在を具体的に想定しながら、 る。つまり、式部は『中臣祓講義』に於いて、 も見える「欲ヲトケンタメニ、当世女中大臣」に諂う公家であ 皇居」に居る「悪神」とは、「女以佞ノ小人」であり、 ハ天上皇居ヲ云、 悪神ハ女以佞ノ小人ヲ云」と説いた。「天上 現実社会に蔓延 聞書に

べく式部は、「政」を担うべき天皇と御側近く仕える公家が、 で「天津罪」を犯す事で「王位」は衰えていた。これを是正 かような京都の 「妖恠」、また「悪神」(堂上公家)が、 天上

「妖恠」と比喩的に表現したのであろう。

せねばならぬことを門弟に対し、忠告するのであった。 る「政」も、 修徳に励む事で、「天下之万民皆其服徳」し、将軍の一存によ の為には、天皇と公家が挙って垂加神道を学び、「君臣合体」 天皇へ還って「公家之天下ニ相 成」ると説く。そ

したが、本来、それらを糺す事こそ武備を備えた臣下の務めで さらに、 式部は京都や大坂には、 「妖恠」 が跋扈していると

ある事は、

ナツタ所ヲ言止テトアル。(三九頁 左様ナ荒レ果タ代ノ中モ、 鹿島楫取二神ノ御蔭デ、

太平ニ

望む様な状態であった。 発生させる「妖恠」(市井の人々)を糺すどころか、「妖恠 実の若い武士(「家中ノ若士杯」)は、武臣として「国津罪」 鹿島楫取二神」の働きを見れば明らかである。 抑々、垂加神道では武臣に相当する神 だが、 を 現

第 121 巻第 10 号 (2020年) 苦」の「祓」によって、 式部からすれば「妖恠カ有レカシム」、「家中ノ若士杯」の心も、 武臣として天下を平らげ、君を御支えする事が責務とされた。^(E) 「人欲私欲」に塗れており、 真の武を備えられた素戔嗚尊であり、 結果、 「敬」を失い、 武臣として

とは、「鹿島楫取二神」だけではない。その最たる御存在が

辛

が踏み行うべき「道」については多くの儒者が論じていた如く(3) ところで、近世社会に於いて人々の指導的立場にある武 士

関係の乱れた状態にあった。

の責務を放棄した状態にあったと言えよう。

國學院雜誌

も大であったが、その彼ならば、「人欲私欲」によって、「不仁 す教は武士にも通ずるとした。 モ亦可」としており、同書に記された「事」君処」已」(三一六頁 である。浅見絅斎も、 不義」を犯し、 ルノ士」(『講義』三一五頁)は勿論の事、「武士之小学トスル 「事」君」える事を放棄した武士に対して、 『靖献遺言』について、「義ニ志シ学ヲ勉 同書は式部の学問に与えた影響

> 従 の念を持った事であろう。 道則礼楽征伐従「諸侯「出」とし、「只今関東より政事出 さらに、 式部の抱く幕府認識について附言すると、「天下無

勅命を請て被」為||取行|候ハ、、礼楽征伐従||天子||出ると申 事出候」現実とは臣が分を越えたもので、式部からすれば君臣 と一体となって御支えする武臣の棟梁であるが、 ある。幕府とは素戔嗚尊の如く、武威を以てその(ミロ) により、 しく天照大神 公から勅命を承け、「政」を行うべきとした。この体制はまさ 者」という。つまり、諸侯である幕府は、 ||諸侯||出ると申者||で、本来は「大事ハ三公へ御相談有」之、 挙って君を御支えする君臣一体の理想的な「祭政」で (君) の勅命を奉戴する高皇産霊尊 武臣として朝廷の三 「関東より政 (摂関) 「祭政」 」を君 の命

理想的な「神代」の姿を実現させるには、「神代」でも行われ の乱れた「王化ノ行ワレヌ」、「時節」であった事が察せられよう。 献遺言講義』)く、「妖恠」(「語問『磐根樹立」) 私欲」(「穢」)に塗れ、「上下ノ心バラ~~ニ成テ躁ギ動」 仰 式部の視る現実社会とは、 |々「荒壙ノ世」をも記しているのが、「神代ノ寿言」である。 正しい「祓」が「人代」でも求められよう。 天上から地上に至るまで、一 が蔓延り、

た様に、

故に、式

の大事を説いたのである。 の神学を踏まえ、「王化ノ行ワレヌ」現実(「人代」)に則して、 部は現実に発生している「人欲私欲」を祓う為に、徹底した「祓 かくの如く式部は「神代」即「人代_

一穢」や「罪」を説くのであった。

祭政」を担われる天皇と御側近くで支える公家は、「辛苦

は「仁義礼智ノ天理ノ儘」となり、「信」は立つ。その状態こそ、 する様に努める。武士も「人欲私欲」を祓い、素戔嗚尊の如く えする。即ち、君臣上下「人欲私欲」を祓う事で、清浄なる心 武威を以て、各地の「妖恠」を平らげ、天皇の「祭政」を御支 の修徳に努めて、「人欲私欲」を祓い、「天下之万民皆其服徳 実現された我国の理想的な姿(「国是」即「神代」)に他ならな 「繾綣惻怛」により、「君臣合体」し、天皇の「祭政一致」が

以上の如く、式部は現実に則して講義を展開させる事で、「中

派

する事無く、講説に説得力を持たせていた。次節では式部がか 現実に則して講ずる事の出来た背景を明らかならしめたい。 くも現実の「人欲私欲」や「妖恠」を敏感に察知し、 の神学的意義を明快に説き、またその神学を空理空論と それらを 闇斎は モ人為ハナキゾ (二六頁)

式部の「人欲私欲」 観形成の背景

四

の持つ号の意味について、森田氏の指摘に蛇足を加えたい。 加えて、ここまで見てきた「人欲私欲」の内実を踏まえ、「羞斎 いふ自らの号がそのことを、よくもまた示唆する』とされた。 いふことを物語る」とした上で、「敬持といふ名といひ羞斎と 康之助は式部の気風について、「如何に内省の人であったかと で心に沸き起こる「羞悪」の念を重んじた事である。 名と号に明らかであるが、彼が の出来た第一の要因とは、 そこで、先ず学祖闇斎の「大学垂加先生講義」(『山崎闇斎学 式部による「人欲私欲」観と、神学を現実に則して講ずる事 リヲ除イテ、ヤッパリ其本ノ明ニスルコトナレバ、ソツト 本明ナル明徳ノ、気稟人欲ノクモリニカ、リタル、 日本思想大系31』岩波書店、昭和五十五年所収)を徴するに、 式部が名乗った「敬持」、「羞斎」の 「持敬」と、これを徹底する事 嘗て森田 其クモ

が発揮された心に戻らねばならない。では、 た。その心に「人欲ノクモリカ、リタル」故、 「明徳」について、「心ト見ルガヨキゾ」(二四頁) 如何にして自らの 「除イテ」、「明徳」 とし

所収)には、 心を「人欲」 ラズ、平生屹ト照シツメルヲ敬ト云ゾ。(八一頁) 扨敬ト云ヘルハ何ノ子細モ無ク、此心ヲ欝乎々々ト放チヤ から防ぐのか。「敬斎箴講義」(『山崎闇斎学派

第 121 巻第 10 号 (2020年) らぬという。その上で、 持敬ノ二字ハ、朱文公平生敬之修行ノ文字也。

同

前

敬」によって心があらぬ方向に行かぬように努めねばな

それ程までに、「敬」を徹底する事で、 仁ガ起レバ惻隠、義ガ起レバ羞悪ト云様ニ…惻隠ノヤマレ

朱子学の修養方法である「持敬」とは、不断無き修行である。

ヌ心ガヲコリ、又悪ヲ見テハ憎ミ、善ヲ見テハ愛スルモ、 仁ノ筋、義ノ筋カラ、段々発テ出タモノ也。 (「本然気質性

講説」『山崎闇斎学派』所収、六九頁

國學院雜誌

して生きる事が可能となる。かくの如く、「人欲」から、 スル」(「羞悪」)の念が生じ、人として守るべき「仁義」に徹 「ヤマレヌ心」(「惻隠」) と、「悪ヲ見テハ憎ミ、 善ヲ見テハ愛 我が

心を防ぐのは何故か。 平ニナルトハ、 畢竟皆一人~~ハ身也。サテ推テ国天下ニ及デモ、 其国・天下ノ人人ノ身デ治リタルニ非ヤ。

治シテ

万民の心が「明徳」の状態ならば、国家天下も平穏に治まる。 (「大学垂加先生講義」 二九頁

闇斎は神学に於いても、かような理気の説を踏まえ、自らが清

邪神となる故、邪穢を祓わねばならぬと「会津神社志序」で説 いた。式部が「人欲私欲」に塗れた存在をして、「妖恠」、「悪神」 浄ならば身に宿る「心神」も正神であるし、邪穢に覆われれば、

淵明の事歴を記す〈巻之三〉にて、 いて、「人欲私欲」に近い表現は三か所見える。先ず一つは陶 も強い影響を与えた絅斎の『靖献遺言』である。『講義』に於 とするのは、闇斎の神学をその淵源としているのであろう。 さらに、闇斎の講説に加え、注目したいのが、式部の学問に

夫ノ私意人欲ノ雑リ其間ニアレバ、雖」欲,強安,不」可」得 何則大義ノ不」可」逃略知」之イヘドモ、其心ノ所」養、

臣の大義に順じた出処進退は行えないという。 私意人欲」があれば、 サテ伯夷ホド見トリガ明ニテモ、兎ノ毛ホドモ人欲私意ガ アレバイジルゾ。人欲私意ガナクテモ、 ヌケネバ、ソレモイジルゾ。(三二八頁) 祖国 の遺臣を全うした淵 見ヌキガ伯夷ホド また同巻では、 開の

幾ら伯夷の様に大義に明るくても、「人欲私意」があれば、 必

35 竹内式部 『中臣祓講義』について

ておるとした

ず君臣の分を乱すとした。

する講説である。 三つ目は宋の忠臣文天祥〈巻之五〉が詠める「正気歌」に対

ラハ、其義理ノ欠タル所デ、一身ノ気ガチ、コナツテカジ ケルホドニ、何トシテ件ノ正気ノ気象ガ身ニ覚ヘガアロウ 人ニハ人欲ト云モノガ有ニヨツテ、思ナガラ義理ヲ欠クカ

てしまうが、そこで我が心に恥を覚えれば、未だ「正気」は保っ 人は「欲」を持ち、その「欲」のままに動くから、義理を欠い 気ガ自シツカリトシテ、モノモ言ヨキモノゾ。(三四一頁)

ゾ。ヤスイコト、我心二恥カシキコトモナキヨト思トキハ、

最後で、

正気」を曇らせて、道義を忘却させ、不義を為す存在である。 『靖献遺言講義』に見える「私意人欲」(「欲」)とは、 我身の

であった。 と、「穢」について、「儒書デ云私意私欲ハケガレゾ」と説くの 「欲」に対し、かような認識を持つ絅斎は最晩年に神道を学ぶ

隠」、「羞悪」の念が湧き起こって、「仁義」に徹する事が出来る。 よって、「正気」は身に充満し、我が心(「明徳」)には自ずと「惻 る「人欲」を斥けるものが、徹底した「持敬」であり、これに 闇斎―絅斎による経書の講説を見れば、「義」を忘却せしめ

> 保ち、「明徳」を発揮した我が心を平素より堅持する「敬」(「持 敬」)が求められ、垂加神道ではそれが「祓」として重んぜら 万民がかくあれば、国家天下も平穏に治まる。故に「正気」を

した闇斎の「本然気質性講説」に見える。式部は『事君弁』の 「羞悪」の念が「仁義」を徹底する上で求められる事は前掲

ひ、此道にそむく人を、禽獣同然の人といへハ、朝ょう夕ま言葉もおこなひも、仁義の道にかなふ人を聖人賢人ともい 心の誠をつくすを仁といひ、筋目をつゝくるを義といひ、

が、畢竟、「人ノ固有」(『論語師説』)たる「信」であった。 「心の誠」とは、「繾綣惻怛」である。その本心は「仁」である その心を曲げる事のない「義」を全うすれば、自ずと、「不

にそむかむかと恐れ敬み奉公し給ふへし、

てよろこふ事につき、哀しむ事につきても、ただ仁義の道

御名を称へし」と唱え、「仁義の道」に背かず、天皇へ奉公し であり、我国であれば「君を怨むる心おこらハ、只天照大神の 行える。それを実践したのが、『靖献遺言』に列せられた忠臣 仁不義」を許さぬ、「羞悪」の念が起こり、「仁義の道」は踏み

た楠木正成である。式部はかような「聖人賢人」の事歴を顧み

36 斥ける、 と同書で説いた。『中臣祓講義』に則すならば、「人欲私欲」を 道に背かぬ様に、天皇へ奉公して、「君臣合体」に努めよ 徹底的な「祓」によって、清浄な心に「羞悪」の念が

こそ、「羞斎」の所以であろう。では何故、式部は自らの号を「羞 国土に理想的な姿(「国是」即「神代」)は現出するのであった。 以上を鑑みるに、「持敬」(「祓」)と関連性を持つ、「羞悪

生じ、「仁義の道」を全うして、「君臣合体」は成る。かくして、

第 121 巻第 10 号 (2020年) 犯した「不仁不義」に懺悔してこれを「羞」じ、戒めとして、 軒より「義絶」に処されていた事である。式部は過去に自らが 悪」から取ったのか。その背景として考えられるのは、 部自身も上下の分を憚らず、「不仁不義」を犯した結果、 「羞斎」を名乗ったのではあるまいか。かような指向性を抱 望楠

嘗て式

國學院雜誌 は、さぞや目に付いた事であろう。 ていた式部ならば、 目前に蔓延る「人欲私欲」に塗れた「妖恠

関

第二の要因とは、

式部の居た環境である。

彼は経書修学と自

が記されていた。

を実見する。その「妖恠」による「天津罪」の存在をも彼は目 時代に於いて、「人欲私欲」に塗れた「妖恠」(「讒侫邪智ノ臣」) 欲私欲」、「妖恠」を敏感に察知する気風を養い、その上で京都 の当りにした。かような環境下にあった事も、 らの経験から、「持敬」と「羞悪」を重んじた結果、 京都追放後に為 現実の「人

> された 影響を説く事が出来た今一つの要因と考える。 『中臣祓講義』 で、 人欲私欲」 (「穢」)

> > が現実に及ぼ

す

わりに

君臣上下の分に基づき、 寿言」と強調する。該当箇所は我国の原点である「神代」以来: に由来した「国是」が冒頭部分に大書されている事を「神代ノ 述して、「中臣祓」 を踏まえた上で、「中臣祓」を講じた。式部は正英の神学を祖 「祭政」は行われてきたという、理想的治世(「国是」 竹内式部は山崎闇斎、 (高皇産霊尊)を中心に、臣下(神々)と君が一体となって の構成に注視し、我国の原点である「神代_ 君 玉木正英、 (天照大神) からの勅命を承ける摂 若林強斎、 松岡雄淵らの説 即「神代」)

とは天上(皇居) から地上に至るまで、「人欲私欲」に塗れた「妖 に居る「妖恠」と比喩的に表現する。 義」を犯すのであって、その「穢」に塗れた存在を式部は各地 私欲」(「穢」)である。「人欲私欲」によって、人々は しかし、そうした理想を曇らせるのが我が心に生ずる「人欲 」が蔓延り、 「天津罪」・「国津罪」は発生し、道義が乱れ、 彼の目前とする現実社会 「不仁不

実社会の有様に則して説く事で、「中臣祓」の神学的意義を明 ねばならぬ事を強調する。 化」した状況とは程遠い「時節」にあった。故に、 の神学を承けた上で、「人欲私欲」(「穢」)を徹底的 式部は「穢」や「罪」の実態を、現 式部は強斎 に祓い除け

快に説き、

かくの如く、式部が現実の「人欲私欲」、「妖恠」を敏感に察 自らの講説に説得力を持たせていた。

さらに彼らによる「天津罪」をも目前とする環境に彼が居た事 学の末に、「不仁不義」を憎む「羞悪」の念と、そうした感情 んじた事である。第二に、「持敬」、「羞悪」を重んずる式部が が沸き起こる前提に求められる徹底的な「持敬」(「祓」)を重 知し、具体的に講ずる事の出来た要因とは、第一に彼が経書修 京都時代に於いて、「人欲私欲」に塗れる奸臣の存在を実見し、

 $\widehat{1}$

義に見える特徴について見てきた。式部は、 挙げられる。 以上、式部による垂加神道の基本教典の一つ「中臣祓」 神学的 視座から現 0)

はなく、実現可能な理想であり、 神道家にとって「中臣祓」に記された事象とは観念的な存在で 学の実践を試みていた。 実の問題に対峙し、その問題を是正して理想的国土とすべく神 かような式部の姿を踏まえると、 その理想を乱す「穢」や「罪 垂加

も実社会で生ずる具体的問題として考えられていたのではある

まい る。 求められよう。 神学を念頭に検討する事が宝暦事件の実態を明らかにする上 神学的視座に基づき、 然りとせば、式部に学んだ公家門弟の行動も、 か。 故に彼らは置かれた環境の中で、 課題としたい。 その実践を強く志向していたと考えられ 理想を実現すべく、 彼の示した

竹内式部については星野恒『竹内式部君事蹟考』(富山房、 令和元年)、「崎門学派に於ける実と真―竹内式部の について―「祖国一体」から「君臣合体」へ―」(『藝林』六八―二、 平成七年所収)、松本丘「竹内式部の『日本書紀第一講義』」(『垂加神 十五年)、近藤啓吾「宝暦の変」(『続々山崎闇齋の研究』神道史学会、 六七—二、平成三十年)、「竹内式部『靖献遺言講義』巻之三〈陶淵明 公心得書』の成立と受容について―附・『事君弁』翻刻―」(『藝林 道の人々と日本書紀』弘文堂、平成二十年所収)、拙稿「竹内式部『奉 徳富蘇峰 『近世日本国民史 宝暦明和篇』(民友社、 |義絶」を通じて

- (2) この講義を詳しく考証したのは僅かに、倉田藤五郎 臣祓講義』―「天神の寿詞」の重視について―」(『師恩友益』マリン ―」(『神道史研究』六七―二、令和元年)等を参照 ブルー、平成十年所収)のみである。 「竹内式部の 中
- 西岡和彦「山崎闇斎と『先代旧事本紀』―基礎的考察」 代旧事本紀論 七四、 史書・神道書の成立と受容』花鳥社、令和元年所収 (工藤浩編 先
- 正英の『禊祓草』に見える特徴について、 倉田氏は「『風水草』に 一天

 $\widehat{4}$

3

8

拙稿「竹内式部『靖献遺言講義』巻之三〈陶淵明〉について」を参照。

- (6)垂加神道に於ける「心神」論は、近藤啓吾「心神考─三輪大神と山(5)「神代記垂加翁講義」(『神道大系 垂加神道(上)』所収)三六○頁
- (6) 垂加神道に於ける「心神」輪は、近藤啓吾「心神孝―三輪大神と山崎闇斎」(『山崎闇斎の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)、西岡和彦「山崎闇斎と三輪」(『大美和』一三二、平成二十九年)等を参照。 びま (『山崎闇斎の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)、西岡和田瀬 (『山崎闇斎の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)、西岡和田瀬 (『山崎闇斎の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)、西岡和田瀬 (『山崎間斎の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)を参照。

11

- う。この点は若干の修正を要する。 う。この点は若干の修正を要する。 う。この点は若干の修正を要する。 う。この点は若干の修正を要する。
- である」(佐藤仁訳『朱子学の基本用語―北渓字義釈解―』研文出版、(1)朱子の高弟陳淳によれば、「仁・義・礼・智は、信がないと真実でな

- が立つ事を説いている。 が立つ事を説いている。 が立つ事を説いている。 おは「信」について、「比義礼智」とする如く、「仁義礼智」)ノハナル、ト云コトハ無よ之候。五行ト同ジコトをいた式ナリノ実然トシテ行ハル、ハ信也」(「雑話筆記」『神道大系を加ト云ナリノ実然トシテ行ハル、ハ信也」(「雑話筆記」『神道大系を加入年、九四頁)という。若林強斎も「信」について、「此四ツ(筆平成八年、九四頁)という。若林強斎も「信」について、「此四ツ(筆
- り信でなければならぬ」(三三頁)と端的に説かれた。 (一の本とするといふ。然らば本に二つはないのであるから孝悌も矢張年所収)では「茲に信は国を以て本とすると云ひ、又先に孝悌を以て西晋一郎「我国の教」(『西先生御講演 我国の教』私家版、昭和十七
- (12) なお、為政第二「為政以徳」章に見える朱子の註「政の言為るは正な「入の不正を正す所以なり」(土田健次郎訳注『論語集注』一、平り。人の不正を正す所以なり」(土田健次郎訳注『論語集注』一、平字ノ旨ハ正スト云コト、人ノダ、イ正シイガ正シフナイヲ正シテ、父字ノ旨ハ正スト云コト、人ノダ、イ正シイガ正シフナイヲ正シテ、父字ノ旨ハ正スト云コト、人ノダ、イ正と次郎訳注『論語集注』一、平り、人の不正を正す所以なり」(土田健次郎訳注『論語集注』一、平り、人の不正の言為るは正な「大の子」といる。
- (3)以上は西晋一郎「祝詞と国体」(『人間即国家の説』明世堂書店、昭和代3)以上は西晋一郎「祝詞と国体」(『人間即国家の説』明世堂書店、昭和が参考となろう。
- (4) 松本丘『若林強斎の神代巻講義』(『垂加神道の人々と日本書紀』 音を参照。
-)以上、『広橋兼胤公武御用日記』八(東京大学史料編纂所、)以上、『宝暦事件 八』(宮内公文書館蔵)。

15

16

闇斎は素戔嗚尊について「素戔嗚尊者可"以治』天下」也。スベテ乱ヲ宝暦八年七月十五日条。

17

20

『糾問次第』(前掲星野所収)二五、六頁

を重んじたであろう式部が憤りを覚えるのは自然である。

なお、式部門弟は桜町天皇の喪に服される桃園天皇が勅命を発して「ま

加翁講義」三四○頁)と、武臣の責務を説いた。 ノナリガソノ様ノナリゾ。今ノ武家ハ素戔嗚尊ノナリゾ」(「神代記垂平グルハ武家ノスルコトゾ。天子ハ天上ノコトヲシラセラル、ゾ。今

(19) 式部の高弟徳大寺公城は「剣術、体術者平常一身之護衛也」とし、ま昭和六十年)等を参照。渡辺氏は「彼等は、日本の『士』に即して『道』・軽説かねばなからなかった。儒者達の著した様々の武士訓・武士道論・を説かねばなからなかった。儒者達の著した様々の武士訓・武士道論・を説かねばなからなかった。儒者達の著した様々の武士訓・武士道論・を説かねばなからなかった。儒者達の著した様々の武士訓・武士道論・を説かればなからなかった。儒者達の著した様々の武士訓・武士道の神髄』(帝国書籍、(19) 式部の高弟徳大寺公城は「剣術、体術者平常一身之護衛也」とし、まれ、田田十六年所収)、東京大学出版会、

館大学研究開発推進センター神道研究所、平成二十八年所収、四頁)雲路信直撰『神道或問』松本丘編『垂加神道未刊行資料集』二、皇學無窮こ及ブ第一也。神代・人代何ゾ別ンヤ。今ト雖モ亦神代也』(出正親町公通が「以』天柱」拳』於天上」ノ詞、則天子即位ノ初トシテ万代正親町公通が「以』天柱」拳』於天上」ノ詞、則天子即位ノ初トシテ万代で第二次(第二次)。第二次(第二次)

とする如く、垂加神道では人を以て神を説き、神を以て人を説いたの

22

ころよ 流行り事と にくすい、「食」のこれであったのである。 心神」が「人欲私欲」(「穢」)に覆われていては、その自覚は起こ「心神」が「人欲私欲」(「穢」)に覆われていては、その自覚は起こ賜る事から、「君臣両祖」にして、「骨肉一体」の関係にある。しかし、賜る事から、「君臣両祖」にして、「骨肉一体」の関係にある「心神」をが「天人唯一」の伝であった。

23

昭和五十三年所収)四七九頁。 「宝暦事件と高山彦九郎」(『湊川神社史 景仰篇』湊川神社社務所、「宝暦事件と高山彦九郎」(『湊川神社史 景仰篇』湊川神社社務所、式部は強斎の神学を承けて、「祓」の大事を説いたのであろう。

24

(26)『常話劄記』(『浅見絅齋集』所収)五三五頁。 想史』四七、平成八年)参照。 想史』四七、平成八年)参照。

(27)拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」一○五頁(27)拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」一○五頁

(28) 同右、八四、五頁を参照。

(29) 同右、一〇五頁。

(30) 同右、八七頁を参照

(31) 拙稿「崎門学派に於ける実と真」参照。少壮な式部は上下の分を憚らに難有とし、式部を「義絶」に処した。